検	
硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	一個につき　一三、三〇〇円
硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	一個につき　一三、三〇〇円
（略）	（略）

別表第二の二（第二十九条関係）

検	定	
（略）	（略）	
硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	一個につき	一三、一〇〇円
硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	一個につき	一三、一〇〇円
硫黄酸化物放出低減装置	一個につき	七八、三〇〇円
ふん尿等処理装置	一個につき	九、六〇〇円
（略）	（略）	

検	
（略）	（略）

別表第二の二（第二十九条関係）

検	定	
（略）	（略）	
ふん尿等処理装置	一個につき	九、六〇〇円
（略）	（略）	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年八月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一三四

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後			
別表（第一条、第二条関係）			
一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前			
別表（第一条、第二条関係）			
一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）